相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県笠間市笠間一四六〇番地三、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　松岡　徳江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月二十四日

茨城県水戸市南町一丁目三番二三号カナザワビル六階　野中・瀧塚法律事務所

相続財産管理人　弁護士　瀧塚　祐之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県太田市藪塚町二一七一番地二、最後の住所群馬県太田市藪塚町二一七一番地二

被相続人　亡　新井　高行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月二十四日

群馬県前橋市勝島町六三番地一

相続財産管理人　弁護士　宮下　章

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都葛飾区青戸二丁目四番、最後の住所東京都葛飾区青戸二丁目四番四号

被相続人　亡　渡邉　芳明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月二十四日

事務所東京都渋谷区渋谷三丁目六番四号プライア渋谷一六〇五号室隼総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　岡本　好司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都八王子市千人町三丁目四七番地、最後の住所東京都八王子市千人町三丁目一五番二二号

被相続人　亡　吉村　昌也

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月二十四日

東京都港区南青山一―一―一新青山ビル西館一七階グリーンヒル法律特許事務所

相続財産管理人　弁護士　牧山　美香

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県太田市六千石町甲三八番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　須田　榮

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月二十四日

事務所東京都港区虎ノ門五―一―四東都ビル五階新樹法律事務所

相続財産管理人　弁護士　丸小　淳二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都台東区浅草七丁目六七番地、最後の住所東京都台東区浅草七丁目三番一一号マルケイ商会　被相続人　亡　倉持　勝男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月二十四日

東京都千代田区神田司町二丁目一〇番安和司町ビル八階林・有坂・伊藤法律事務所

相続財産管理人　弁護士　有坂　秀樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県市川市須和田二丁目三六番、最後の住所埼玉県さいたま市岩槻区大字長宮一〇三八番地二　被相続人　亡　佐々木利雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月二十四日

東京都千代田区麹町四―八―二六ロイクラトン麹町一階倫総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　宮川　倫子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都新宿区南山伏町一〇番地、最後の住所東京都新宿区原町三丁目八四番地三三ライオンズマンション新宿原町三〇九

被相続人　亡　若木　博文

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月二十四日

事務所東京都港区虎ノ門三丁目二五番二号虎ノ門ESビル一F

相続財産管理人　弁護士　笠井　治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県厚木市上依知一三〇五番地五、最後の住所神奈川県厚木市上依知一三〇五番地五

被相続人　亡　杉浦　光男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月二十四日

神奈川県小田原市本町一丁目一〇番二五号アオバビル二階　西湘法律事務所

相続財産管理人　弁護士　中根　大輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県上越市国府三丁目三〇〇二番地一二、最後の住所新潟県上越市国府三丁目四番一六号　被相続人　亡　吉川喜代人

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月二十四日

事務所新潟県上越市木田二丁目一番一号山和ビル六階

相続財産管理人　弁護士　朝妻　太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県七尾市湊町一丁目五番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　竹本　豊

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月二十四日

事務所石川県金沢市兼六元町三番一四号

野田政仁法律事務所

相続財産管理人　弁護士　本光　章浩

2017年３月期決算公告

平成29年８月24日

福島県郡山市図景１丁目８番21号

株式会社マツダモビリティ福島

代表取締役　中本　隆司

貸借対照表の要旨（平成29年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	105
	固定資産	12
	合計	117
負債及び純資産の部	流動負債	35
	固定負債	3
	株主資本	79
	資本金	12
	利益剰余金	67
	（その他利益剰余金）	(67)
	（うち当期純利益）	(0)
	合計	117

2017年３月期決算公告

平成29年８月24日

福島県郡山市図景１丁目８番21号

株式会社福島マツダ

代表取締役　中本　隆司

貸借対照表の要旨（平成29年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	1,376
	固定資産	5,533
	合計	6,909
負債及び純資産の部	流動負債	2,607
	固定負債	663
	株主資本	3,637
	資本金	120
	資本剰余金	2,109
	利益剰余金	1,408
	（その他利益剰余金）	(1,408)
	（うち当期純利益）	(13)
	評価・換算差額等	2
	合計	6,909

第52期決算公告

平成29年６月26日

宮城県仙台市宮城野区仙台港北２－５－７

東北菱倉運輸株式会社

代表取締役　縣　敏郎

貸借対照表の要旨（平成29年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	330
	固定資産	37
	合計	368
負債及び純資産の部	流動負債	100
	固定負債	27
	株主資本	240
	資本金	90
	利益剰余金	150
	その他利益剰余金	150
	（うち当期純利益）	(37)
	合計	368